



読売新聞

フォローする

プロフィールの表示

「太郎」と書いて「マイケル」は受理せず...戸籍法改正要綱案でキラキラネームに制限

読売新聞 - 木曜日

♡ 29 ♡ 4 💬 11コメント

法制審議会（法相の諮問機関）の部会は2日、戸籍の氏名の読み仮名の振り方について基準を設ける戸籍法改正に向け、要綱案をまとめた。読み仮名は「一般に認められている」ものに限るとの規定を設けるべきだとした。漢字本来の意味から外れた読み方をするいわゆる「キラキラネーム」に、一定の制限を設ける内容となった。



現行法での戸籍記載の例。氏名の読み仮名は書かれていない

© 読売新聞

17日に齋藤法相に答申し、政府は通常国会に改正案を提出する。2024年度の施行を想定している。

要綱案は読み仮名の許容範囲について、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」との趣旨の制限規定を設けるとした。

ただ、鎌倉幕府を開いた源頼朝の「朝」を「トモ」と読むように、音訓から外れた「名乗り訓」の文化がある。要綱案の附属文書は、こうした文化を踏まえ、届け出を「柔軟に受け入れる」ことが必要だと明記した。

その上で、受理できない読み仮名の例として、〈1〉漢字の意味と反対〈2〉読み違い、書き違いかどうか分かりにくい〈3〉漢字の意味や読み方との関連性がない——などを挙げた。「高」を「ヒクシ」、「太郎」を「マイケル」とする読み仮名がこれに当たるとしている。

戸籍は市区町村の事務で、法務省が具体的な運用方法を通達で示す。同省は反社会的なものや差別的なもの、人名として違和感のあるキャラクターの名前なども受理しない例に含める方向だ。「騎士」と「ナイト」など、外国語との関連づけや、連想による読み仮名は許容する見通しだ。

新生児ではなく既に戸籍がある人は、改正法施行から1年以内に読み仮名を届け出ることができる。届け出がなければ市区町村長が、読み仮名のある住民票を参考に記載する。

現行法では戸籍に読み仮名は必要ない。政府はマイナンバーカードでのローマ字表記導入を予定しており、これに伴い、読み仮名のルールを検討してきた。

■命名の混乱回避、線引き説明必要

法制審議会の部会が昨年5月にまとめた中間試案は、漢字本来の読みや意味から外れた読み仮名も幅広く認める内容だった。法務省は「光宙」を「ピカチュウ」とする読み仮名も容認例に挙げていた。

しかし、その後のパブリックコメント（意見公募）やインターネット上でのアンケート調査で、一定の制限を設ける案が幅広い世代から支持を集めた。要綱案が「一般に認められている」ことを要件に掲げたのは、こうした声に配慮したためだ。同省は「ピカチュウ」などを容認できるかどうか、今後検討するとしている。

「名乗り訓」の文化を踏まえつつ、どう線引きできるのか、法務省には、国民や自治体が混乱しないよう分かりやすい説明が求められる。（政治部 植村信介）